

杵築市公式ソーシャルメディアアカウント運用基準

第1条 趣旨

この要領は、民間企業が提供するソーシャルメディアを利用したさまざまな情報発信を目的とし、各種ソーシャルメディアで開設する杵築市公式アカウントの適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

第2条 用語の定義

ソーシャルメディア…SNS（Facebook、Twitter、Instagram、LINE等）やブログなどのインターネットを利用した一方向、あるいは双方向の情報のやりとりが可能なサービス利用者…杵築市が運用するソーシャルメディアアカウントで情報を得る者

第3条 運用主体および管理者

1 公式アカウントの登録名

Facebook … 杵築市 (@kitsukicity)

Twitter … 杵築市 (@kitsukicity)

Instagram…【公式】大分県杵築市 (kitsuki_city)

LINE … 杵築市 (@kitsuki-city)

2 運用主体を総務課、運用管理者を総務課長とし、次に掲げる業務を行う

- (1) 公式アカウントのアカウント登録・ID・パスワード管理に関すること
- (2) 公式アカウント全体の構成及び調整に関すること
- (3) 公式アカウント上で発信する情報の内容に関する指導・助言に関すること
- (4) その他、公式アカウントの運用に関すること

第4条 アカウント運用者の明示

杵築市公式アカウントを開設するときは、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてソーシャルメディア名及びアカウントを、市公式ウェブサイト上に明示する。

第5条 発信内容

ソーシャルメディアを活用して情報を発信できる項目は、次のとおりとする。

- 1 市公式ウェブサイト、広報きつき、定例記者会見等で情報提供したもの
- 2 市内イベント、行事等の告知・報告
- 3 特産品の情報など、杵築市ならではの情報
- 4 災害等の緊急情報
- 5 市役所各担当課が運用しているソーシャルメディアからのシェア等による共有
- 6 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める情報

第6条 運用方法

- 1 運用管理者はお知らせ、イベント等に関する情報を必要に応じて投稿する
- 2 情報の発信時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、運用管理者が必要と認める場合は、この限りではない。
- 3 情報発信には庁内の指定された端末を使用しなければならない。ただし、運用管理者が特に認めた場合はこの限りではない。
- 4 利用者はソーシャルメディアに投稿されたお知らせを閲覧するほか、自由にコメントや共有などをすることができる。ただし、「第7条 禁止事項」に該当する場合はこの限りではない。
- 5 運用管理者は、コメント欄等へ投稿された意見等には、原則として返信しないこととし、個別には対応しない。
- 6 問い合わせ等の窓口は、市公式ウェブサイト统一到、ソーシャルメディア上で案内すること。
- 7 運用管理者は、「第7条 禁止事項」に掲げるコメントが投稿されたときは、これを削除できるものとする。

第7条 禁止事項

利用者による、次の各号に該当する内容を含む投稿を禁じる。該当する場合、運営管理者は、予告なく削除することができる。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公序良俗に反する一切のもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容および単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (11) その他、杵築市が不適切として判断した情報及びこれらの内容を含むウェブページへのリンク

第8条 知的財産権

杵築市公式ソーシャルメディアアカウント上の情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は杵築市又は正当な権利を有する者に帰属する。利用者は「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転載することはできない。ただし、SNSの機能を使用した「シェア」「リツイート」等による転載は制限しない。

第9条 個人情報の取り扱い

- 1 コメントの投稿や記事の共有によって公開される利用者の個人情報等については、利用者が各ソーシャルメディアの利用規約に基づいて公開を承認したものとみなす。
- 2 前項において公開された個人情報について、杵築市が収集及び利用することはない。

第10条 運用の停止または終了について

- 1 杵築市は、公式アカウントの運営が困難になった場合には、その理由を当該ソーシャルメディア及び市公式ウェブサイトにも明記し、公式アカウントの運用を停止又は終了することができる。
- 2 杵築市は、前項の規定によりソーシャルメディア等の停止又は終了をした場合は、その旨を市公式ウェブサイトでも周知するものとする。

第11条 免責事項

- 1 杵築市は、ソーシャルメディアに掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではない。
- 2 杵築市は、利用者がソーシャルメディアの掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- 3 杵築市は、利用者間若しくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- 4 前2号に掲げるものの他、杵築市はソーシャルメディアに関連する事項に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- 5 杵築市は、予告なくソーシャルメディアの運用方針の変更や運用方法の見直し又は運用を中止する可能性があるものとする。

適用

この運用基準は、平成28年3月1日から適用する。

令和2年4月1日 一部改訂

令和4年4月27日 一部改訂